

4 . R O L E O F T H E F I N A L P R O D U C E R

- 1 . 財 政 上 の 責 任
- 2 . 実 行 上 の 責 任
- 3 . そ の 他 の 責 任 と 望 ま し い 活 動

4 . 1 廃棄物処理の請負いのための究極の財政上の責任

法律により最終生産者は消費された製品のE P Rにもとづく処理を請負う財政責任を負う。



費用を軽減するため、最終生産者はP R Oに参加したいと望むようになる。



最終生産者達はP R Oに対して、自分の製品の廃棄処理費用を各々分担する。



P R Oに支払う分担処理費用を軽減するために、廃棄物の最小化を目指すようになる。

4 . 2 消費された製品のための究極の実行上の責任

E P R法は、一般的に製品のリユース・リサイクル・リカバリー、そして廃棄物防止のためのあらゆる措置をとることを最終生産者に求める。



各国の取り組み

ドイツ・フランス： 販売店に製品の分別回収箱を設置する。

使い捨ての容器で売られている飲料などに預託金をかける。

オランダ：生産者にL C AとM E Aとによる自己査定を要求する。→ 技術革新、廃棄物防止、容器にかかる費用のよりよい管理に役立つ。

< 実行上の注意点 >

- 1 . 類似品と「孤児」製品の取り扱い→ 法的措置による対策が必要。
- 2 . 現存する製品への対応

費用内部化によって廃棄物処理が既に計られている国、リサイクル率が決定されている国、自由市場が機能している国では最終生産者に対する追加的な要求はいらないだろう。

* E P R法は、P R Oの結成を奨励することが最大の目的である。

< P R Oの利点> - ドイツの場合 -

- ・個々の店で回収する手間が省ける。
- ・預託金を低く抑えられる。

P R Oは政府から完全に独立→廃棄物の回収に対する全責任を負う。

4 . 3 その他の責任と望ましい活動

- ・最終生産者は、情報公開のために自己の監視を求められる。
- ・消費者に環境に優しい製品の購入を促すラベリングの実施。